

別記様式第2号（第8条、第9条、第13条関係）
（建築物）

整備項目表

施設名称

施設所在地

1 重点項目

整備項目	整備基準	適否
4 便所	※次に掲げる施設以外の施設 ①学校 ②興行施設 ③官公庁以外の事務所 ④共同住宅等 ⑤遊技場 ⑥工場 ⑦自動車倉庫 (1) 2, 0 0 0 m²以上の施設に多目的便所を設けているか（1 以上） (a) 乳幼児椅子等を設けた便房を設けているか（1 以上） (b) おむつ替えができる設備を設けているか（1 以上） (c) (a) (b) の設備を設けた場合はその旨の表示をしているか (d) 視覚障害者用表示と視覚障害者が介助者と利用できるスペースがあるか (e) オストメイトの利用に配慮した設備を設けているか	
7 移動等円滑化経路	(1) 利用居室から道等までの経路は移動等円滑化経路になっているか (2) 2, 0 0 0 m²未満の昇降機のない2層の建物で上下階をつなぐ階段を移動等円滑化経路とみなす場合、人的補助等の手段が講じられているか (3) 車椅子使用者用非常口から利用居室及び道等に至る経路は、移動等円滑化経路となっているか (4) (3) の経路上の防火戸等は出入口の基準を満足しているか	
1 6 ホテル又は旅館の客室	(1) 車椅子使用者が円滑に利用できる客室を客室総数の1 %（1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上設けているか	
1 7 浴室等	(1) 表面は滑りにくい仕上げであるか (2) 出入口から浴槽等に至るまで段差がないか (3) 障害者等が円滑に操作できる水洗器具及び通報装置があるか	
1 8 客席等	※固定式の客席等を有する施設（興行、集会、運動、文化） (1) 車椅子使用者のための客席等を設けているか（1 以上） (2) 可動式の客席を複数設けているか (3) 集団補聴設備その他の聴覚障害者の利用に配慮した設備を設けているか	
1 9 車椅子使用者用非常口	(1) 幅8 0 c m以上（2, 0 0 0 m²以上は9 0 c m以上）か (2) 車椅子使用者が容易に開けられ、前後に段差がないか	
2 0 避難誘導設備	(1) 非常口、廊下等及び階段の必要な箇所に「非常時点滅灯又は非常時電光表示板」及び「音声誘導装置」を設けているか (2) 一斉放送設備を設けているか (3) 車椅子使用者用非常口の表示を設けているか (4) 車椅子使用者用非常口に至る車椅子使用者の通過に支障のない通路の表示を設けているか	
2 1 案内板等	(1) 大きく分かりやすい表示になっているか (2) 必要に応じて外国語、点字などを併記しているか (3) 高さや照明に配慮しているか	
2 2 乳幼児用設備	※2, 0 0 0 m²以上の医療、集会、展示、物品販売、文化、官公庁施設 (1) 円滑に授乳及びおむつ替えができる設備を有する居室（他におむつ替えができる場所を設ける場合は、円滑に授乳ができる設備を有する居室）があるか（1 以上） (2) (1) の居室の出入口又はその付近に、円滑に授乳及びおむつ替えができる設備を有する居室であることを示す標識を設けているか。 (3) 受付等の近傍に乳幼児椅子及び乳幼児ベッド（可動式のものを含む）を設けているか	

2 一般項目（バリアフリー法建築物移動等円滑化基準準用項目）

○一般基準		
整備項目	整備基準	適否
1 廊下等	(1) 表面は滑りにくい仕上げであるか (2) 点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分）※1	
2 階段	(1) 手すりを設けているか（踊場を除く） (2) 表面は滑りにくい仕上げであるか (3) 段は識別しやすいものか (4) 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものが設けられていない構造であるか (5) 点状ブロック等の敷設（段部分の上端に近接する踊場の部分）※2 (6) 原則として主な階段を回り階段としていないか	
3 傾斜路	(1) 手すりを設けているか（勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除） (2) 表面は滑りにくい仕上げであるか (3) 前後の廊下等と識別しやすいものか (4) 点状ブロック等の敷設（傾斜部分の上端に近接する踊場の部分）※3	
4 便所	※延べ面積 2,000 m ² 以上の生活関連施設 (1) 不特定多数利用便所を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第14条第1項に定めた数以上設けているか (2) 不特定多数利用便所を設ける階に車椅子使用者用便房を設けているか（1以上） (a) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか (b) 車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか (3) (2)の便房が設けられている便所の付近に、当該便所があることを表示する標識を設けているか (a) 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けているか (b) 内容が容易に識別できるものであるか (4) 床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る）その他これらに類する小便器を設けているか（1以上）	
5 敷地内の通路	(1) 表面は滑りにくい仕上げであるか (2) 段がある部分 (a) 手すりを設けているか (b) 識別しやすいものか (c) 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものが設けられていない構造であるか (3) 傾斜路 (a) 手すりを設けているか（勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除） (b) 前後の通路と識別しやすいものか	
18 客席等	※延べ面積 2,000 m ² 以上の劇場等 (1) 車椅子使用者部分を設けているか (座席数400以下の場合2以上、座席数400を超える場合0.5%以上※4) (2) 幅は90cm以上あるか (3) 奥行きは135cm以上あるか (4) 床は平らか	
備考		
1 ※1は、以下の場合を除く。 ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合 ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合 ・自動車車庫に設ける場合		
2 ※2は、以下の場合を除く。 ・自動車車庫に設ける場合 ・段部分と連続して手すりを設ける場合		
3 ※3は、以下の場合を除く。		

・勾配が1／20以下の傾斜部分の上端に近接する場合 ・高さ16cm以下で勾配1／12以下の傾斜部分の上端に近接する場合 ・自動車車庫に設ける場合 ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合		
4 ※4は、1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数以上		
○移動等円滑化経路		
整備項目	整備基準	適否
8 段差	(1) 階段・段が設けられていないか（傾斜路又は昇降機を併設する場合は免除）	
9 出入口	(1) 幅は80cm以上であるか	
	(2) 戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
10 廊下等	(1) 幅は120cm以上であるか	
	(2) 区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか	
	(3) 戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
11 傾斜路	(1) 幅は120cm以上（階段に併設する場合は90cm以上）であるか	
	(2) 勾配は1／12以下（高さ16cm以下の場合は1／8以下）であるか	
	(3) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
12 エレベーター	(1) 籠は必要階（利用居室又は車椅子使用者用便房・駐車施設のある階、地上階）に停止するか	
	(2) 籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(3) 籠の奥行きは135cm以上であるか	
	(4) 乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	(5) 籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	(6) 籠内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	(7) 乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	
	(8) 不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合	
	(a) 上記(1)から(7)を満たしているか	
	(b) 籠の幅は、140cm以上であるか	
	(c) 籠は車椅子が転回できる形状か	
	(9) 不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するものの場合 ※1	
	(a) 上記(1)から(8)を満たしているか	
	(b) 籠内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	
	(c) 籠内及び乗降ロビーに視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	(d) 籠内又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	
13 特殊な構造又は使用形態のエレベーター その他の昇降機	(1) エレベーターの場合	
	(a) 段差解消機（平成12年建設省告示第1413号第1第9号のもの）であるか	
	(b) 籠の幅は70cm以上であるか	
	(c) 籠の奥行きは120cm以上であるか	
	(d) かごの床面積は十分であるか（車椅子使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合）	
	(2) エスカレーターの場合	
	(a) 車椅子使用者用エスカレーター（平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの）であるか	
14 敷地内の通路	(1) 幅は120cm以上であるか	
	(2) 区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか	
	(3) 戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	(4) 傾斜路	
	(a) 幅は120cm以上（段に併設する場合は90cm以上）であるか	
	(b) 勾配は1／12以下（高さ16cm以下の場合は1／8以下）であるか	

	(c) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか（勾配1／20以下の場合は免除）	
	(5) 上記(1) から(4) は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る	
備考 ※1は、以下の場合を除く。 ・自動車車庫に設ける場合		
○視覚障害者移動等円滑化経路		
整備項目	整備基準	適否
15 案内設備までの経路	(1) 線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置（風除室で直進する場合は免除）	
	(2) 車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	(3) 段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ※1	
備考 ※1は、以下の部分を除く。 ・勾配が1／20以下の傾斜部分の上端に近接する場合 ・高さ16cm以下で勾配1／12以下の傾斜部分の上端に近接する場合 ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等		

3 一般項目（バリアフリー法建築物移動等円滑化誘導基準準用項目）

整備項目	整備基準	適否
1 廊下等	(1) 突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか	
6 駐車場	(1) 車椅子使用者用駐車施設を設けているか（駐車施設の総数の2%以上※1）	
	(a) 幅は350cm以上であるか	
	(b) 利用居室等までの経路が短い位置に設けられているか	
	(c) 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用施設があることを表示する標識を設けているか	
	・ 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けているか	
	・ 内容が容易に識別できるものか	
16 ホテル又は旅館の客室	(1) 車椅子使用者用客室を設けているか（客室総数の1%以上 ※1）	
	(a) 出入口	
	・ 幅は80cm以上であるか	
	・ 戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	(b) 便所 ※2	
	・ 車椅子使用者用便房を設けているか	
	・ 出入口の幅は80cm以上であるか（当該便房を設ける便所も同様）	
	・ 出入口の戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか（当該便房を設ける便所も同様）	
17 浴室等	(c) 浴室等 ※3	
	・ 車椅子使用者用浴室等を設けているか	
	(1) 車椅子使用者用浴室等を設けているか（1以上）	
	(a) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(b) 車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(c) 出入口	
	・ 幅は80cm以上であるか	
	・ 戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
備考		
1 ※1は、1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数以上		
2 ※2は、以下の場合を除く。		
・ 同じ階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房が設けられたものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合		
3 ※3は、以下の場合を除く。		
・ 不特定かつ多数の者が利用する浴室等（車椅子使用者用浴室等であるものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合		
備考		
1 「適否」の欄は、次により記載してください。		
・ 整備基準に適合している場合→○		
・ 整備基準に適合していない場合→×		
・ 整備基準が該当しない場合→－		